

令和4年度

交通安全事業計画

一般財団法人 北海道交通安全協会

目 次

	頁
まえがき	1
第1 交通安全思想の普及、向上及び交通安全活動の推進	2
第2 優良な運転者の養成及び訓練	4
第3 交通安全対策に関する調査研究	5
第4 交通安全活動推進センター事業の積極的な推進	5
第5 委託事業の適正な実施	6
第6 交通安全功労者及び優良運転者等の表彰	6
第7 運転免許証関係申請（届出）者のための事業	7
第8 地区交通安全協会等への支援	7
資料 令和4年交通安全運動の実施計画	

令和4年度交通安全事業計画

昨年における当協会の活動は、北海道、北海道警察、北海道交通安全協会等で構成する「交通安全対策七者連絡会議」をはじめ、関係機関・団体、各方面交通安全協会及び各地区交通安全協会等が一体となって交通事故の減少に向け、北海道が策定した推進方針や各地域における交通安全活動計画などに基づき、交通安全運動の重点を軸とした通年運動、4期40日の期別運動を展開した。

特に、高齢者の交通事故防止対策として「高齢ドライバー無事故チャレンジ2021」や「光って安全！高齢歩行者無事故チャレンジ2021」を推進したほか、光って安全・安心「反射マスク」等の夜光反射材装着の普及促進活動、各期交通安全運動期間中における街頭啓発活動、更にはラジオ・テレビ放送を活用した交通安全広報啓発活動など、コロナ禍において、道民に対する交通安全思想の向上に向けた交通安全活動を戦略的かつ積極的に実施した結果、交通事故により亡くなられた方は、前年より24人少ない120人と、北海道の交通事故統計の記録が残っている昭和22年以降で過去最少の死者数となり、道民の悲願である「交通事故のない安全で安心な北海道」の実現に向け大きな成果を挙げた。

しかしながら、高齢者の死者は78人で全体の65.0%を占め、このうち自動車運転中34人（43.6%）、歩行中37人（47.4%）など、依然として高齢者に係る重大交通事故の占める割合が高い状況であった。

こうした現状を踏まえ、令和4年の重点目標を、昨年に引き続いて

「交通死亡事故の抑止」

と定め、この重点目標達成のため、年間スローガンを

「ストップ・ザ・交通事故 ～ めざせ 安全で安心な北海道 ～」

と掲げ

- 子供と高齢者の安全確保
- 飲酒運転の根絶
- スピードダウン
- シートベルトの全席着用
- 居眠り運転の防止
- 自転車の安全利用
- 安全意識の向上

の7項目を活動重点とし、令和4年度は、次の8事業を効果的に推進する。

- 交通安全思想の普及、向上及び交通安全活動の推進
- 優良な運転者の養成及び訓練
- 交通安全対策に関する調査研究
- 交通安全活動推進センター事業の積極的な推進
- 委託事業の適正な実施
- 交通安全功労者及び優良運転者等の表彰
- 運転免許証関係申請（届出）者のための事業
- 地区交通安全協会等への支援

第1 交通安全思想の普及、向上及び交通安全活動の推進

1 関係機関・団体等と連携した交通安全運動の展開

交通安全対策七者連絡会議（北海道、北海道警察、北海道教育委員会、札幌市、（公社）北海道交通安全推進委員会、（一財）北海道交通安全協会、（一社）北海道安全運転管理者協会）をはじめ、関係機関・団体等と緊密に連携し、世代や職種等に応じた運動内容の充実に努め、思いやりあふれる安全で安心な交通社会を形成するため「人優先」の交通安全思想に基づいた体系的かつ効果的な交通安全運動を展開する。

2 地域に根ざした交通安全活動の推進

(1) 交通安全運動に関する広報啓発活動

4期40日の期別運動、交通安全の日等の運動（飲酒運転根絶の日、交通事故死ゼロを目指す日、道民交通安全の日、自転車安全日、その他の交通安全の日）及び特別対策において、関係機関・団体等と連携した街頭啓発、ラジオ・テレビ放送及び当協会ホームページなどを活用して、各種交通安全活動を紹介するなどの広報啓発活動を推進する。

(2) 企業等が実施する交通安全活動への支援

ア 企業や事業所等が実施する「シートベルトの全席着用街頭啓発」、「一斉パトライト作戦」などの安全活動が効果的に展開されるよう交通安全のぼり旗等の啓発資器材を支援する。

イ 当協会の賛助会員である企業・団体等からの「交通安全講話」の要請に対し、積極的に支援する。

(3) 「チャレンジ・セーフティラリー北海道」の実施（7月～10月）

関係機関・団体等と連携して、地域・職域等のチームのほか、高齢者、個人、グループなど、広範な参加者を積極的に募って「チャレンジ・セーフティラリー北海道2022」を実施し、夏場の交通事故防止を図る。

3 高齢者の交通事故防止等年齢層に応じた対策の推進

(1) 高齢者の交通事故防止対策

ア 高齢者交通事故防止2大対策

○ 高齢ドライバー無事故チャレンジの実施（7月～10月）

高齢運転者が第1当事者となる割合が高いことから、安全運転意識の高揚を図るため、北海道警察と共同で「高齢ドライバー無事故チャレンジ2022」を実施し、同チャレンジ期間終了後に「無事故チャレンジ賞」の抽選会を行い、無事故達成者の中から100名を賞揚する。

○ 光って安全！高齢歩行者無事故チャレンジの実施（9月～12月）

反射材の普及及び活用の促進を図るため、北海道警察と共同で「光って安全！高齢歩行者無事故チャレンジ2022」を実施し、オリジナル反射材の普及を図るとともに、「無事故チャレンジ賞」の抽選会を行い、無事故達成者の中から100名を賞揚する。

イ 運転免許証自主返納者に対するミニ感謝状贈呈事業の推進

運転免許証を自主的に返納した高齢者に対し、長年の安全運転への感謝の

意を込めたミニ感謝状贈呈の事業を推進する。

ウ 地域交通安全活動推進委員等に対する支援

地域交通安全活動推進委員等による高齢者宅の訪問指導や自転車の正しい乗り方指導などの活動を積極的に支援するほか、その活動状況を機関誌等に掲載し広報啓発する。

エ 体験・実践型教育の推進

高齢者の道路横断時等における危険感覚を確認させるための歩行者教育システム、自転車シミュレーター、身体的機能の衰えを認識してもらうための「クイックアーム」などを活用した体験・実践型教育を推進する。

(2) 子供の交通事故防止対策

ア 交通安全教育活動等への支援

北海道警察、関係機関・団体、学校関係者等と連携し、園児・小学生を対象にした自転車青空教室やダミー人形による交通事故疑似体験会の開催、通学路周辺における警報器付横断指導旗の提供による街頭指導活動への支援を推進する。

イ 参加・体験型交通安全活動の推進

道路利用時の危険性等が疑似体験できる歩行者教育システムや自転車シミュレーターなど、体験型の各種交通安全教育資器材を活用した安全活動を推進する。

(3) 夜光反射材デザインコンクールの実施

夜間における歩行中の交通事故防止を目的に、身に付けやすい夜光反射材のデザインコンクールを実施し、デザイン性に優れた作品を製品化・配布するなど、夜光反射材着用の促進活動を推進する。

4 飲酒運転根絶活動の推進

(1) 飲酒運転根絶キャンペーンの推進

関係機関・団体等と連携のもと、ハンドルキーパー運動の推進のほか、啓発チラシ等の配布などによるキャンペーンを強力に推進する。

(2) 飲酒運転に対する危険性・悪質性の周知徹底

飲酒運転体験ゴーグルによる疑似体験や、飲酒運転で家族を失った交通事故被害者遺族の体験を綴った手記集「癒やされぬ輪禍パートⅢ」の普及等を通じ、飲酒運転の危険性と悪質性を広く周知する。

5 スピードダウン啓発活動の推進

啓発用DVDの放映、スピードに起因する重大事故のポスター展示及び各種資料の配布などを推進する。

6 シートベルト全席着用の促進

昨年の自動車乗車中の死者65人中、シートベルト非着用者は30人（46.2%）で、このうち13人がシートベルトを着用していれば助かった可能性が高いことから、広報媒体の有効活用、啓発チラシの作製・配布など、関係機関・団体等と連携した各種活動により、シートベルト全席着用の徹底を図る。

7 居眠り運転防止活動の推進

関係機関・団体等と連携し、長距離運転における休憩を呼びかけるほか、当協会北海道交通安全活動推進センター発行の「セーフティドライブマップ北海道」に

- 居眠り運転が原因と思われる交通死亡事故地点及びアンケート調査結果による居眠り運転事故を起こしそうになった（起こした）地点
- 道の駅、コンビニエンスストアの休憩場所

を表記して周知するなど、居眠り運転防止活動を推進する。

8 自転車利用者に対する各種活動の推進

(1) 自転車安全利用の周知・徹底

自転車安全利用五則等の活用により、自転車は「車両」であることの周知及び自転車の交通ルールとマナー向上を図るほか、自転車シミュレーター等を活用した交通安全教室を進推する。

(2) 自転車安全教育指導員講習会の開催（6月）

各地域において、自転車安全教育を行う指導員を育成する講習会を旭川で開催する。

(3) 交通安全子供自転車北海道大会の実施（7月）

学童期から自転車の安全走行のための知識・技能の向上を目的に、「第57回交通安全子供自転車北海道大会」を札幌市内において実施する。

(4) 自転車損害賠償保険等への加入・促進

自転車事故は、子供から高齢者まで幅広い層で発生しており、また高額な賠償事案も発生していることから、全日本交通安全協会が提供する「サイクル安心保険」や傷害補償に対応した自転車安全整備制度（TSマーク制度）の加入を促進する。

9 安全意識向上の推進

(1) 反射材着用の促進

関係機関・団体と連携し、あらゆる機会を通じて夜間等における歩行者の交通事故防止対策に有効な反射材の着用促進に向けた広報啓発活動を推進するほか、身に付けてもらえる反射材の開発を推進する。

(2) デイ・ライト運動の推進

昼間の交通事故防止を目的に昼間の点灯を呼びかける、デイ・ライト運動を関係機関・団体と連携して広報啓発活動を推進する。

第2 優良な運転者の養成及び訓練

1 自動車学園における運転者教育の推進

(1) 安全・安心な交通社会を実現するための運転者の養成

ア 地域における交通安全教育センターとしての役割の推進

所轄警察署、自治体、関係機関・団体、地区交通安全協会等と連携の上、地域における交通安全教育センターとして、自動車学園開放等の公益的事業を積極的に展開し、実践的な教育・訓練を実施する。

イ 冬道安全運転講習会の実施

冬期間、降雪の無い時期に教習を受けた卒業生及び企業・一般の受講希望者を対象に冬道安全走行の実技指導を行う。

(2) 若年運転者教育の推進

ア 若年者特別講座等の充実

25歳未満の若年教習生を対象とした「若年者特別講座」の充実を図り、若年運転者が犯しやすい危険行動や、スピードの危険性等を理解させる教育を推進する。

イ 卒業生に対する継続指導

過去1年以内の卒業生に対し、ライン、Eメールなどによる交通事故防止の呼びかけ、自動車学園を開放しての安全運転講習会への招致など、積極的な継続指導を行う。

(3) 高齢者講習の充実

自動車学園及び札幌運転免許試験場において、高齢者講習の受講待ち解消を図るため、効率的かつ集中的に実施する。

また、5月13日から施行される新高齢者講習に的確に対応する。

2 安全運転技能講習等の実施

(1) 二輪車安全運転講習会の実施（4月～9月）

毎月1回、札幌運転免許試験場において、初心運転者やリターンライダー等の二輪愛好者を対象に、北海道二輪車安全運転推進委員会の資格認定を受けた特別指導員による二輪車安全運転講習会を実施する。

(2) 二輪車安全運転北海道大会の実施（6月）

二輪運転者の安全意識の高揚と技能の向上を目的に、札幌運転免許試験場において、「第55回二輪車安全運転北海道大会」を実施する。

(3) 四輪車安全運転技能講習会の支援

全日本交通安全協会と日本自動車連盟（JAF）の共催で実施の「ドライバーズセミナー（一般コース、シニアコース）」を後援団体として支援する。

第3 交通安全対策に関する調査研究

1 北海道警察と連携による交通情報の有効活用

北海道警察と連携のもと、道内の交通事故発生状況等の交通情報に基づいて交通ミニ統計等を作成し、各地区交通安全協会及び関係機関・団体等に提供するなど、交通事故防止に寄与する。

2 交通事故防止に資する調査研究

関係機関・団体と連携のもと、重大交通事故の発生実態等を調査研究し、今後の交通事故防止に資する啓発用DVD等を作製する。

第4 交通安全活動推進センター事業の積極的な推進

当協会は、道路交通法第108条の31により北海道公安委員会から北海道交通安全活動推進センターに指定されているため、同法に規定されている広報、啓発等の事業を適正に実施する。

1 交通事故防止関連書籍、資料の作成事業

交通事故被害者遺族等の手記集及び交通規制と道路情報等を網羅した道路地図等の出版、交通安全に関する資料・チラシ等を作成配布する事業を行う。

2 交通規制等の広報代行業業

道路を使用する競技・イベント主催者等の依頼により、道路使用許可・交通規制チラシを作成・配布等の広報代行業務を行う。

3 道路使用許可の調査事業

北海道警察の委託を受け、札幌市内及び旭川市内の道路使用許可に関する道路交通状況の実態調査業務を行う。

4 交通事故相談事業

迅速、的確な相談業務を推進するため、相談員を研修会に参加させるなど、常にその資質と知識の向上に努め、交通事故の加害者、被害者、遺族等の相談に積極的に対応する。

第5 委託事業の適正な実施

下記の委託事業については、関係法令、業務処理要領等に基づき適正かつ効率的に業務を推進する。

- ① 自動車保管場所調査業務（一般競争入札）
- ② 自動車保管場所データ入力業務（一般競争入札）
- ③ 更新時講習等業務（一般競争入札）
- ④ 運転免許更新情報及び高齢者講習情報提供業務（一般競争入札）
- ⑤ 原付講習業務（一般競争入札）
- ⑥ 地域交通安全活動推進委員講習等業務（一般競争入札）
- ⑦ 道路使用許可調査業務（随意契約）

第6 交通安全功労者及び優良運転者等の表彰

1 全日本交通安全協会長等表彰

北海道警察及び方面・地区交通安全協会と連絡を密にし、全日本交通安全協会長と警察庁長官が授与する交通栄誉章（緑十字金章・銀章・銅章）、優良団体表彰について、真に功労のあった者などを適正に選考し推薦する。

2 北海道警察本部長・北海道交通安全協会長連名表彰及び会長表彰

交通安全功労者、優良運転者を北海道警察本部長と北海道交通安全協会長の連名で表彰するほか、各方面及び札幌方面地区交通安全協会からの推薦により、交通安全功労者、優良運転者、優良交通安全協会、優良学校及び優良団体等を表彰する。

なお、交通安全運動に対する特別な支援、寄附、顕著な貢献者（団体）に対しては感謝状を贈呈する。

第7 運転免許証関係申請（届出）者のための事業

1 運転免許申請写真の撮影

免許証の再交付、特別新規申請(有効期限切れ)、国外免許申請者の利便を図るため、札幌運転免許試験場等において、迅速な写真撮影事業を行う。

2 運転免許証の郵送

各種運転免許証申請者からの依頼に基づき、運転免許証を安全確実に送達する業務を適正に行う。

第8 地区交通安全協会等への支援

1 地区交通安全協会の交通安全活動等への支援

(1) 交通安全活動に対する支援

地区交通安全協会等が行う交通安全活動に対し、交通安全資料や交通安全情報の提供、啓発資器材の支援及び斡旋並びに交通安全活動への助成等を行う。

(2) 地区交通安全協会「統一会員証」の作製・支援

地区交通安全協会において、独自作製している「会員証」を入会者に手交しているが、同会員証作製の負担軽減と統一性を図るための支援を行う。

(3) 地区交通安全協会への入会促進活動の強化

ア 地区交通安全協会への入会促進を図るため、割引・優待の特典が得られる「交通安全協会会員協力店」の更なる拡大を促進するほか、テレビCM、機関誌、ホームページ及び各種イベントなど、あらゆる機会を捉えて積極的な入会促進活動を展開する。

イ 「交通安全協会会員協力店」掲載冊子の作製・配布

交通安全協会の入会者に対し、道内各地域において割引・優待の特典が得られる「交通安全協会会員協力店」の周知を図るため、同店記載の冊子を新規に作製し、全道各方面・地区交通安全協会に配布する。

2 交通事故等に係る被害者への支援

(1) 交通事故被害者の会への支援

被害者相互支援及び交通事故被害者等として体験した交通事故の悲惨さを広く世論に訴え、新たな被害者を生み出さない社会を構築し、交通事故防止に寄与することを目的として設立している「北海道交通事故被害者の会」の活動の支援を行う。

(2) 交通に関する困りごと相談、交通事故相談業務などの適正な推進

交通に関する困りごと、悩みごと及び交通事故に係る相談業務等を的確に行う。

資料

令和4年交通安全運動の実施計画

- ◎ 運動の目的 道民の交通安全意識を高め、交通事故を防止する。
- ◎ 年間スローガン ストップ・ザ・交通事故 ～ めざせ 安全で安心な北海道 ～

交通安全運動の重点	子供と高齢者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 若子を最優先とする保護意識の醸成を図る広報啓発活動、自ら安全を守るための交通ルールを促す交通安全教育を推進する。 ○ 後継つおける交通安全指導と交通ルールを身につけるための交通安全教室等を推進する。 ○ 登下校時の安全確保のための関係機関・団体による通学路の安全点検と保護・誘導活動を推進する。 ○ あらゆる機会に高齢者の行動特性を踏襲した交通安全意識の向上を図る広報啓発活動を推進する。 ○ 高齢者が個々の身体機能を自覚した安全な交通ルールとなる交通安全教育や高齢者宅への訪問指導等による交通安全指導を推進する。 ○ 運転免許返納の自主返納者への支援に関する情報提供や安全運転サポート車の普及促進のための広報啓発活動を推進する。 			
	飲酒運転の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ○ 悪質な犯罪である飲酒運転の根絶に向けて、「飲酒運転をしない・させない・許さない」という規範意識の醸成と「そして見逃さない」という見点をもって広報啓発活動を推進する。 ○ 飲酒運転根絶の交通安全講習や就業前食における飲酒状態の点検等の普及活動を推進する。 ○ 「飲酒運転根絶色ロゴマーク」やハンドルキーパー運動、「飲酒運転ゼロボックス」を周知するなど、飲食店や酒類販売店等と連携した広報啓発活動を推進する。 ○ 飲酒運転に関する情報提供の促進を図り、飲酒運転を見逃さない「社会の目」の一層の拡大を推進する。 			
	スピードダウン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 速度出し過ぎによる危険性を周知する広報啓発活動を推進する。 ○ 思いやり・ゆずり合いの心を持った運転意識の醸成に向けた広報啓発活動を推進する。 ○ ドライビングシミュレータ等を活用した安全速度の選択に向けた交通安全教育を推進する。 			
	シートベルトの全席着用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 後座席を含めた全席でのシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の効果についての広報啓発活動、着用率向上に向けた取組を推進する。 ○ 各種経路を活用したシートベルト非着用の危険性の認識向上に向けた交通安全教育を推進する。 			
	居眠り運転の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長時間運転における休憩の呼びかけなど居眠り運転の防止に向けた広報啓発活動を推進する。 ○ 交通安全講習、研修会等において居眠り運転の防止に向けた交通安全教育を推進する。 ○ 道の駅、コンビニエンスストア等の駐車場で休憩場所を提供する「居眠り運転防止協力店」や休憩設備と連携した広報啓発活動を推進する。 			
	自転車の安全利用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車は「車両」であるということの周知を図るための広報啓発活動を推進する。 ○ 自転車シミュレータや自転車安全利用5原則の活用による自転車の交通ルールとマナー向上に向けた交通安全教育や広報啓発活動を推進する。 ○ 乗車用ヘルメットの着用、自転車損害賠償保険等の加入に向けた広報啓発活動を推進する。 			
	安全意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夕暮れ時・夜間の交通事故実態及び危険性を周知し、反発用品等の着用促進を図る広報啓発活動を推進する。 ○ 屋敷の点検を呼びかけるデイ・ライト運動や夜間におけるハイビームの活用に向けた広報啓発活動を推進する。 ○ 「ながら運転」や「ぼろり運転」の危険性を周知する広報啓発活動を推進する。 			
期別	運動名	春の全国交通安全運動	夏の交通安全運動	秋の全国交通安全運動	冬の交通安全運動
	実施期間	4/6(水)～4/15(金)	7/19(水)～7/22(金)	9/21(水)～9/30(金)	11/19(日)～11/22(火)
別	期別運動の方針	新入学(新学期)を迎える子供や活動期に入る自転車利用者の事故防止を図るための活動等を推進する。	観光・夏型レジャー等に伴う事故防止、バイクによる事故防止及び飲酒運転根絶を図るための活動等を推進する。	夕暮れ時と夜間の高齢歩行者・自転車の事故防止等を図るための活動等を推進する。	降雪前でのスリップ事故防止等を図るための活動等を推進する。
	重点項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 春・秋の運動においては、全国交通安全運動推進要綱の運動重点に準じ、必要に応じて北海道独自の項目を定める。 ○ 夏・冬の運動においては、北海道の地域特性、交通事故の発生状況・特徴等を勘案する。 			
交通安全の日等運動	飲酒運転根絶の日	7月13日(水)	道民の飲酒運転根絶の気運を高めるため、広報啓発活動を実施する。		
	交通事故死ゼロを目指す日	4月10日(日) 9月30日(金)	交通事故死ゼロを目指し、住民集会などの啓発行事や期別運動のキャンペーンに準じた広報啓発活動を実施する。		
	道民交通安全の日	毎月15日	道民の交通安全意識の向上を図るため、期別運動のキャンペーンに準じた広報啓発活動を実施する。		
	自転車安全の日	毎月第1及び第3金曜日	自転車の安全利用と事故防止を図るため、自転車利用者をはじめ関係機関、啓発活動等を実施する。		
その他交通安全の日	無事故の日(8/25)	地域独自の交通安全の日等、地域・職域の実情に応じた広報啓発活動を実施する。			
	バイクの日(8/19)	地域独自の交通安全の日等、地域・職域の実情に応じた広報啓発活動を実施する。			
特別対策	「交通事故発生情報」や「飲酒運転根絶緊急対策」の発着時に地域住民等へ緊急カーブコールの広報啓発、住民集会、後援指導等を実施する。				